○国土交通省告示第八百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十九年建設省告示第千八百七十三号で指定した柏木沢に掲げる土地の区域

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成五年建設省告示第四百九十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第八百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

備前作三沢

二　砂防法第二条の土地の表示

福島県田村市常葉町常葉の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°26′27.8038″	140°38′53.9220″
2	37°26′27.9250″	140°38′54.0722″
3	37°26′27.6311″	140°38′54.4930″
4	37°26′27.6458″	140°38′54.8793″
5	37°26′27.8310″	140°38′55.0767″
6	37°26′28.0425″	140°38′55.7783″
7	37°26′28.9462″	140°38′57.4553″
8	37°26′27.1663″	140°38′59.6457″
9	37°26′26.7560″	140°38′59.5928″
10	37°26′26.3350″	140°38′56.2970″
11	37°26′27.4863″	140°38′55.4795″
12	37°26′27.3254″	140°38′54.9253″
13	37°26′27.4013″	140°38′54.3987″

○国土交通省告示第八百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩田南谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県四万十市岩田及び中村の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°00′13.2706″	132°55′08.7728″
2	33°00′12.3102″	132°55′10.7421″
3	33°00′10.0654″	132°55′13.2338″
4	33°00′08.0169″	132°55′14.4880″
5	33°00′06.3369″	132°55′12.4363″
6	33°00′06.3348″	132°55′11.7214″
7	33°00′06.9654″	132°55′10.7746″
8	33°00′08.6120″	132°55′09.0697″
9	33°00′10.0432″	132°55′07.4902″
10	33°00′11.0249″	132°55′05.3232″
11	33°00′12.6971″	132°55′05.7840″
12	33°00′12.9298″	132°55′02.7313″
13	33°00′13.2104″	132°55′02.6458″
14	33°00′13.6084″	132°55′05.7149″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太郎川谷（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県高岡郡檮原町太郎川の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°23′21.6973″	132°56′49.9713″
2	33°23′21.9295″	132°56′48.9171″
3	33°23′23.1084″	132°56′47.6014″
4	33°23′24.1098″	132°56′47.1208″
5	33°23′26.2954″	132°56′48.2124″
6	33°23′27.9761″	132°56′50.5344″
7	33°23′30.0855″	132°56′53.8332″
8	33°23′31.5403″	132°56′53.8761″
9	33°23′33.1126″	132°56′55.1562″
10	33°23′35.6802″	132°56′56.6390″
11	33°23′37.6603″	132°56′56.9399″
12	33°23′34.1250″	132°56′58.5331″
13	33°23′30.3836″	132°56′58.5107″
14	33°23′28.7825″	132°56′58.0702″
15	33°23′25.0638″	132°56′55.3029″
16	33°23′22.0898″	132°56′52.5422″
17	33°23′21.6836″	132°56′50.2552″

○国土交通省告示第八百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗栖川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県豊後大野市朝地町栗林の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°02′46.7063″	131°24′56.5475″
2	33°02′47.5327″	131°24′56.0178″
3	33°02′50.2432″	131°24′55.4812″
4	33°02′54.7784″	131°24′55.9213″
5	33°02′56.7983″	131°24′52.4249″
6	33°02′59.2314″	131°24′54.4992″
7	33°02′57.4464″	131°24′56.6790″
8	33°02′54.2936″	131°24′58.6511″
9	33°02′53.0065″	131°24′57.7629″
10	33°02′50.0216″	131°24′57.6883″
11	33°02′49.6736″	131°24′56.9923″
12	33°02′47.8725″	131°24′57.0200″
13	33°02′46.5235″	131°24′57.7933″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

郷野平川二支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県豊後大野市朝地町栗林の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和二年国土交通省告示第六百七十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°02′04.2346″	131°24′29.4742″
2	33°02′04.0462″	131°24′29.1081″
3	33°02′03.1796″	131°24′29.7000″